

# 予 告

## 令和4年度後期授業料減免申請について

※標記授業料減免の申請について、**9月上旬頃に募集開始予定**です。夏季休業中に募集開始となるので、適宜本校ホームページを確認する等、希望者は応募漏れがないように注意してください。

※募集内容は下記を予定していますが、募集開始した際にあらためて詳細をお知らせします。

※本件は、**国立高専機構による後期授業料減免**です。**専攻科2年生を除き、下記の特別な理由がなく、後期から新たに申請する本科4,5年生、専攻科生は、別途通知する「日本学生支援機構の給付奨学金に付随する修学支援制度による授業料減免」に申請してください。**

※「**就学支援金制度**」を利用している本科1~3年生は、**下記特別な理由がなければ本件は対応不要**です。

### 1. 対象者

1) **専攻科2年生**で以下のいずれかに該当し、前期に本制度を申請しておらず、経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者

- ① 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免の対象外となる学生
- ② 高等教育の修学支援新制度による減免認定額と従来の免除制度による免除額に差額が生じる学生

2) 次の①又は②に該当する特別な事由により授業料の納付が著しく困難であると認められる者

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

※この風水害等の災害には、新型コロナウイルス感染症による失職等を含みます

- ② ①に準ずる場合であり、かつ、校長が相当と認める事由がある場合

3) 次の①~④に該当し、かつ、**経済的に授業料の納付が困難**であると認められる者

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合

- ② 高等学校等就学支援金制度の36月の支給上限期間を超える等、就学支援金の受給資格のない学科3年生以下の学生であり、かつ、学業優秀と認められる者

**【対象学年：1~3年】**

- ③ 就学支援金の受給資格対象となる学科3年生以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀と認められる者

**【対象学年：1~3年】**

- ④ その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合

### 2. 申請書類配付

**令和4年9月上旬頃~10月上旬頃まで学生課学生支援係窓口で配付予定**

### 3. 申請期限

**申請締切：10月中旬頃を予定**      **受付場所：学生課学生支援係窓口**

### 4. 留意事項

免除不許可となり免除されない場合や、半額免除となる場合があります。

(担当：学生課学生支援係 電話：018-847-6020 (平日9:00~16:00))